

広島県告示第千二百二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第八項の規定によつて、昭和四十二年広島県告示第百六十二号で指定した次の鳥獣保護区は、令和五年十月三十一日指定を解除する。

令和五年十月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

並滝寺鳥獣保護区